

●香川県告示第133号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務	徴収事務 香川県信用漁業協同組合連合会	高松市北浜町 9番12号	<u>平成27年4月1日</u>	沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務	徴収事務 香川県信用漁業協同組合連合会 収納事務 <u>引田漁業協同組合</u>	高松市北浜町 9番12号  東かがわ市引田2661番地44	<u>平成25年4月1日</u>
略				略			